

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

1 自己点検表

札幌市では、事業者が、自らのサービスの提供体制及び運営状況などについて、点検するために自己点検表をホームページ上に掲載しています。

この自己点検表を積極的に活用し、より質の高いサービスの提供のために活用してください。

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html

札幌市 自己点検表 障害 検索

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がいのある方へ > 法律・制度 > 障害福祉サービス・障害児通所支援事業所向き > 自己点検表・事故報告(障がい関係)

自己点検表・事故報告(障がい関係)

自己点検表

障害福祉サービス等の事業者等が利用者へ適切な障害福祉サービス等を提供するために、条例福祉サービス等に要する費用の算定に関する基準を遵守する必要があります。
「自己点検表」は、事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定等について、定期的に点検し、その結果を公表することにより、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とする。

障がい児通所支援事業等

- PDF 札幌市障害児支援事業者等自己点検表(表紙)(PDF:24KB)
- PDF 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援(第1～第6)(PDF:256KB)
- PDF 児童発達支援(第7)(PDF:150KB)
- PDF 医療型児童発達支援(第7)(PDF:142KB)
- PDF 放課後等デイサービス(第7)(PDF:153KB)
- PDF 保育所等訪問支援(第7)(PDF:118KB)
- PDF 児童発達支援センター(福祉型・医療型)(PDF:306KB)
- PDF 福祉型障害児入所施設(PDF:322KB)
- PDF 医療型障害児入所施設(PDF:293KB)
- PDF 障害児相談支援(PDF:195KB)

チェック	点検項目	点検内容	指摘条例・告示等	関係書類
通・否	第1 基本方針(札幌市児童福祉法施行条例)	(児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)		
通・否	一般原則及び基本方針	(1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供しているか。この場合において、指定通所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しているか。	第6条第1項	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
通・否		(2) 指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。	第6条第2項	
通・否		(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設においてサービスを提供する者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	第6条第3項	
通・否		(4) 指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施等の措置を講ずるよう努めているか。	第6条第4項	
通・否		(5) 指定通所支援の事業の運営に当たっては、暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の支配を受けていないか。また、暴力団員と密接な関係を有していないか。	第6条第5項	
通・否		(6-1) 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っているか。	第7条 第58条	
通・否		(6-2) 障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。	第66条	
通・否		(6-3) 障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。	第73条	
通・否	第2-1 人員に関する基準(児童発達支援・放課後等デイサービス)(札幌市児童福祉法施行条例)			
通・否	1 指導員又は保育士	(1) 指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次の①又は②に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ又はに定める数以上になっているか。 ① 障害児の数が10までのもの 2以上 ② 障害児の数が10を超えるもの 10以上の数に1.5倍した数に達するもの	第8条第1項第1号及び第3項	職員名簿 雇用契約書 勤務表 出勤状況に関する書類

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

2 実地指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地を行う。

(実施要綱第3条)

(1) サービスの提供の記録に関する指摘

- 児童発達支援等を提供した際の支援内容などが確認できない。
- 児童発達支援提供実績記録票の記載漏れや保護者からの確認を得ていない。
- 児童発達支援提供実績記録票の「開始時間」「終了時間」の記載内容と支援記録や国保連の請求内容と異なっている。

改善に向けて

- (1) 事業者は、児童発達支援等を提供したときは、当該支援の提供日、内容その他必要な事項を当該支援の提供の都度(※)記録しなければならない。
(※ 障害児入所施設は除く。)
- (2) 事業者は、(1)の規定による記録を行うときは、サービスを提供したことについて、通所給付決定保護者から確認を受けなければならない。
(市条例62号第24条及び第98条 他)
(厚労省令第15号第21条 他)
(厚労省令第16号第15条 他)

実績記録票、支援記録及び国保連の請求内容については、突合して確認すること。

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(2) 児童発達支援計画等の作成等に関する指摘

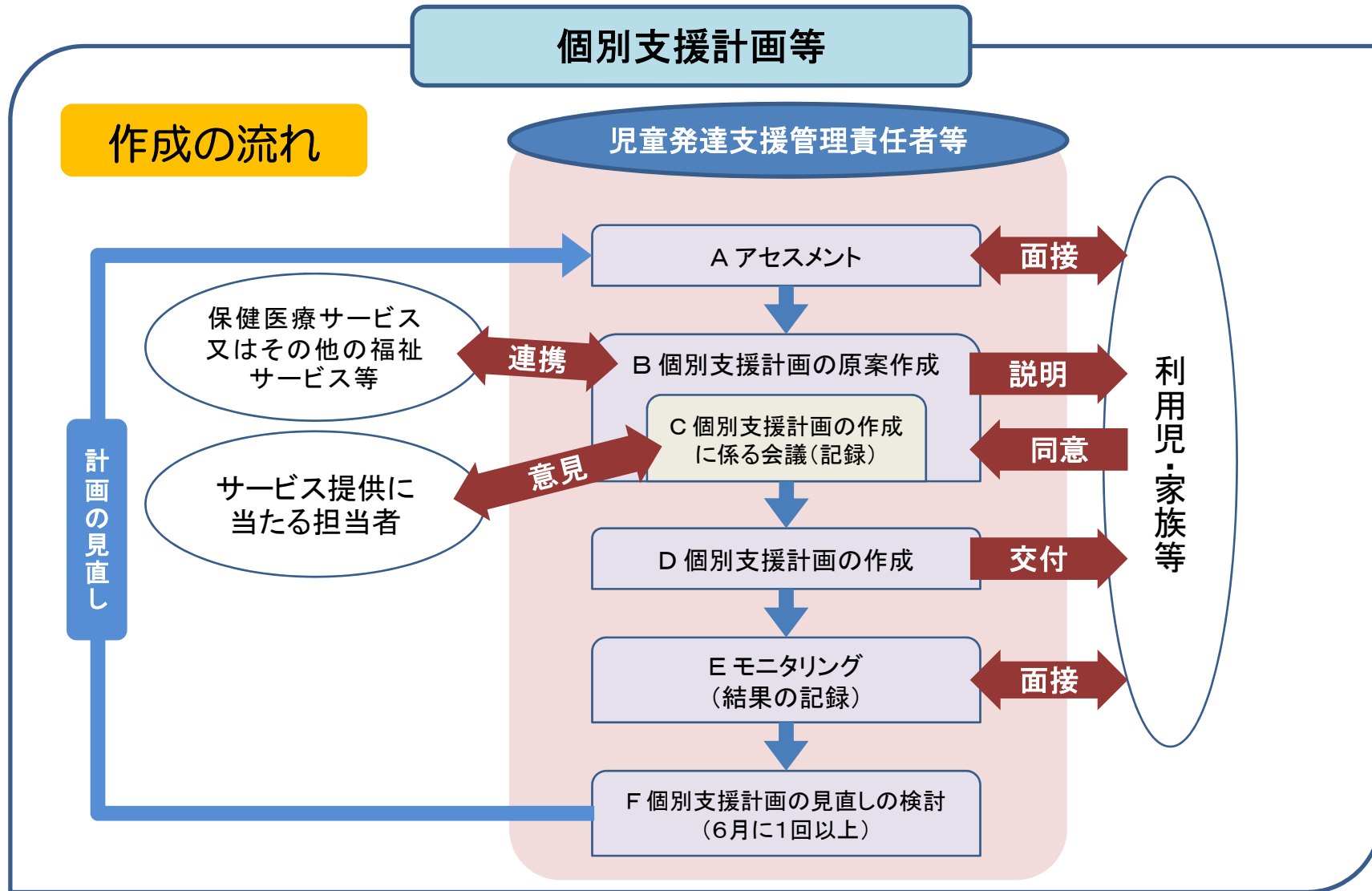
- 児童発達支援計画等の作成に当たって、障害児に対する指定児童発達支援等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催していない。開催の確認ができない。
- 児童発達支援計画等について、通所給付決定保護者等から同意を得ていない。
- 児童発達支援計画等について、書面を交付していない。交付したことを確認できない。

改善に向けて

- 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定児童発達支援等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項に規定する児童発達支援計画等の原案の内容について、意見を求めるものとする。
※ 会議録など記録を残す。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画等の原案の内容について、通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画等を作成したときは、通所給付決定保護者に、当該児童発達支援計画等を記載した書面を交付しなければならない。

(市条例第62号第30条及び第104条 他)
(厚労省令第15号第27条 他)
(厚労省令第16号第21条 他)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項



Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

個別支援計画等 作成の概要	児童発達支援・医療型児童発達支援 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 障害児入所施設	障害児相談支援
規定する条項	・市条例62第30条及び第104条 他	・平24厚令29第15条
計画作成担当者	・児童発達支援管理責任者	・相談支援専門員
アセスメント	・保護者及び障害児に面接し、希望する生活及び課題等を把握	・保護者及び障害児に面接し、課題等及び生活全般についてその状態を十分把握
計画原案作成	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用計画を踏まえる(入所施設除く) ・支援目標その達成時期 ・生活全般の質の向上のための課題 ・サービスの具体的内容(行事、日課等を含む) ・他のサービスとの連携 ・その他留意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児支援利用計画 ・障害児等の生活に対する意向 ・総合的に援助方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・長期的な目標それを達成するための短期的な目標とその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・市町村に対するモニタリング期間に係る提案等 ・その他留意事項
担当者会議	・担当者等を招集し、計画原案に対する意見を求める	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス担当者会議 ・専門的な見地から意見を求める
利用者に対する交付	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を説明、書面で交付 ・文書による同意を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を説明、計画案の交付 ・文書による同意を得る ※サービス担当者会議前と後計画案
モニタリング	・サービスが計画に沿っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスが計画に沿っているか ・法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごと実施
見直し・変更	・少なくとも6か月に1回以上、その他必要に応じて実施	・必要に応じて実施

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(3) 勤務体制の確保等に関する指摘

- 事業所の従業者によるサービスであることを確認できない(ボランティア従事、他の事業所の従業者が従事している等。)
- 勤務表を作成していない。または勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載していない。
- 従業者に対する研修を実施していない。または実施した記録がない。
- 退職等で管理者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員が交代している。

改善に向けて

1 人員配置上の従業者とは…

○ サービスを提供できる者とは…

事業者は事業所ごとに、**事業所の従業者**によってサービスを提供しなければならない。

○ 上記に言う「従業者」とは…

事業者との間に雇用契約等を締結し、**職務として従事する者**でなければならない。

(H26.11 厚労省障害福祉課見解)

2 勤務表に記載する事項とは…

<事業所ごとに、月ごとに作成する>

○ 記載すべき事項…

従業者名(及び管理者名)、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係である旨等。

3 従業者の研修とは…

○ **研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。**

(市条例第62号第41条及び第118条 他)

(厚労省令第15号第38条、第71条及び第79条 他)

(厚労省令第16号第35条 他)

(厚労省令第29号第20条)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

人員に関する基準

職種	配置基準	サービス内容
管理者	原則として専ら管理業務に従事する者を配置する。	全てのサービス
児童発達支援管理責任者	1人以上配置する。	障害児(通所・入所)支援
相談支援専門員	1人以上配置する。	地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援

届出している者を変更した場合は、変更日から10日以内に「変更届」を事業者指定担当係に提出すること。

※ 人員配置の他、「運営規程」及び「協力医療機関」などを変更した場合、変更届の提出が必要。



Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

変更届

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/11_henkoutodoke.html

札幌市 City of Sapporo

札幌市 障害 変更届 検索

ホーム 防災・防犯・消防 暮らし・手続き 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ 観光・産業・ビジネス

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がいのある方へ > 事業者指定 > 7. 変更届について

7.変更届について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法に係る変更届様式について掲載しています。

(1)変更届の提出期限等

変更内容により提出期限が異なりますので、下記をご確認ください。

PDF 事業者指定に係る申請及び届出一覧表(PDF:99KB)
※受理通知が必要な場合はお申し出ください。

事業所移転の際は他の法律・制度についてもご確認ください。
※消防法施行令の一部が平成27年4月1日より改正されます。詳細は消防局のページをご確認ください。

PDF 他の法律・制度について(2015.10月)(PDF:501KB)

(2)変更届様式

障害福祉サービス事業 障害者支援施設	Excel 変更届(エクセル:34KB) PDF 変更届(PDF:40KB)
障害児通所支援事業 障害児入所施設	Excel 変更届(エクセル:36KB) PDF 変更届(PDF:38KB)
一般相談支援 特定相談支援 障害児相談支援	Excel 変更届(エクセル:35KB) PDF 変更届(PDF:32KB)

なお、事業者のEメールアドレスを変更した場合、下記の変更届を提出してください(Eメールによる送信可)

様式第2号

変更届出書

平成 年 月 日

札幌市長様

申請者 所在地 _____
(設置者) 名 称 _____
代表者 _____ 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)	事業所番号 名 称 所 在 地 サービスの種類	変更の内容
変更があった事項		(変更前)
1 事業所(施設)の名称		(変更後)
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
3 申請者(設置者)の名称		
4 申請者(設置者)の所在地		
5 代表者の氏名及び住所		
6 定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本 又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
7 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		
8 事業所(施設)の平面図及び設備の概要		
9 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所		
10 事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所		
11 主たる対象者		
12 運営規程		
13 障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項		
14 障害児入所給付費又は障害児入所医療費		

平成 年 月 日

姓 名 _____ TEL _____
E-mail _____

(紙参照)。

札幌市のホームページ上に、支援している事業ごとの届出書の様式を掲載。

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(4) 非常災害対策に関する指摘

- 過去(実地指導のない年度)の避難訓練の実施の記録が確認できない。
- 非常災害時の対応マニュアルなどが整備されていない。

「**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**」とは…
消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

「**非常災害に関する具体的な計画**」とは…
消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
※消防法第8条の規定に基づき定められる者が策定し実施。

「**関係機関への通報及び連絡体制を整備**」とは…
火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求める。

改善に向けて

○ 事業者は、**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**を設けるとともに、**非常災害に関する具体的な計画**を立て、非常災害時の**関係機関への通報及び連絡体制を整備**し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

○ 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に**避難訓練、救出訓練その他必要な訓練**を行わなければならない。

(市条例第62号第43条及び第120条 他)
(厚労省令第15号第40条 他)
(厚労省令第16号第37条 他)

○ 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する**規程(運営規程)**を定めなければならない。

・非常災害対策

(市条例第62号第40条及び第117条 他)
(厚労省令第15号第37条、第63条 他)
(厚労省令第16号第34条 他)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(5) 虐待等の禁止に関する指摘

- 虐待に関する研修を実施していない。

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)
抜粋

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

改善に向けて

- 従業者は、障害児に対し、**児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為**その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(市条例第62号第48条、第125条及び第138条の11 他)
(厚労省令第15号第45条 他)(厚労省令第16号第42条 他)

- 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めなければならない。

- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項

※ 具体的には以下などを指すもの。

- ・ 虐待防止に関する責任者の設置
- ・ 苦情解決体制の整備
- ・ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)
- ・ 成年後見制度の利用支援(相談支援のみ)

(市条例第62号第40条及び第117条 他)
(厚労省令第15号第37条、第63条及び第78条 他)
(厚労省令第16号第34条 他)(厚労省令第29号第19条 他)